

防衛装備庁訓令第10号

防衛装備庁法令審査会議規則を次のように定める。

平成30年12月10日

防衛装備庁長官 深山 延暁

防衛装備庁法令審査会議規則

(設置)

第1条 防衛装備庁訓令案及び法令に関する重要事項につき法制上の問題を審議するため、防衛装備庁長官官房に防衛装備庁法令審査会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、長官官房総務官付法務室長をもって充てる。

3 委員は、長官官房総務官、人事官、会計官、監察監査・評価官及び各装備開発官並びに各部長が指名する職員をもって充てる。

(審議)

第 3 条 委員長は会議を招集し、その審議を主宰する。

2 委員長は、当該文書を起案した職員又は議題に関係のある職員の出席を求めることができる。

3 委員長は、会議の議題について、必要があると認める事項の調査をその指名する職員に委託することができる。

(庶務)

第 4 条 会議の庶務は、長官官房総務官付法務室において処理する。

(委任規定)

第 5 条 この訓令に定めるもののほか、会議の運営の細部については、長官官房総務官が定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は、平成 30 年 12 月 10 日から施行する。